

## ヤスクニ・レポ 230 アジアの視点に立って戦いを 代表 西川重則

1

戦後73年の2018年において、厳しい日本の国会を直視するにつけ、日本国憲法を熟読し、平和憲法にふさわしい政治のあり方、具体的には「前文」のすばらしさを思うにつけ、本文の第99条の公務員の責任・課題を真剣に考えさせられる私である。

率直に言って、安倍内閣は言うまでもないが、与党・野党を問わず、平和憲法にふさわしい平和国家を創(つくり)出す努力が足りないように思われる昨今である。しかし平和を創り出すために努力が足りないのは、率直に言って、公務員だけでなく、有権者・主権者も平和を創り出すためになすべきことを十分にしているとは思われないと言わざるを得ない。

戦後73年を改めて総括する責任・課題があることは真面目に考えれば、その事実を率直に認めざるを得ない。改めて今後の責任・課題の重要性を深く認識せざるを得ない私にとって、そのために必要な要件は、率直な私の反省でもある以下の見解である。私たちが日本人として、日本国内に生かされていて、ともすれば忘れ勝ちなことは、日本が長期にわたって戦争をしたこと、そしてその戦争を始めた原因・理由は何だったのか、そして戦争について具体的に認識を深めているのかどうかについて改めて真剣に考えているのかどうかも問われているのではない。自己吟味の必要が求められているのではない。

私たちは安倍首相が外国にしばしば訪問していることは知っているが、その際、たとえば中国に訪問した場合、日本が中国に対して戦争をした原因・理由について、歴史的・具体的にその要因を正確に分析しているのかどうかを冷静に反省しているのかどうか。私は安倍首相が戦争を始めた原因・理由について反省し、心から謝罪をした事例を知らない。そのような責任・課題を語ったことは今まで一度もな

いと言わざるを得ない。

それどころか、最近の国会の事例を挙げても、悪法の強行採決の事例の連続であり、マスコミに対して十分な分析もしないまま、次の悪法の報道の連続となっている。私自身、たとえば、中国との戦争の事例として、周知の事例として挙げれば、『新編三光第1集 中国で、日本人は何をしたか 中国帰還者連絡会編』という書物であるが、中国での日本軍が戦争をした事例として、「殺しつくし、焼き尽くし、奪いつくす」というよく知られた実態を語る書物があるが、十分に読まれていないように思われる。

今回改めて戦後73年の今日において、侵略・加害の歴史をくり返した天皇制国家において、長期にわたって戦争をしかけた日本において、戦争をしかけた側の私たちの国・私たちの側が十分に侵略・加害の歴史的事実を反省し、公的に学び、人々に訴えることがないままに、戦後73年を迎えた。侵略・加害の歴史的事実・実態を知らずこと、知らされること、再び政府によって戦争への道を歩み出しているのではないか。

2

以下、アジアにおいて「アジアは日本の侵略・加害の事実を忘れない」歴史の事実の重要性を記してみたい。「平和遺族会全国連絡会」代表の私が「平和遺族会だより」(2014年10月13日 第68号)に書いたアジアの視点から歴史の事実を報告した意味・要旨の一部について報告して見たい。

1 対華二カ条の要求 第一次世界大戦(1914年7月28日-)のため、ヨーロッパの人々は止むを得ず、母国に帰ってしまったので、日本人だけが中国に残った。そこで1915年1月18日以降、日本は中国に対し、二カ条の要求をした。もちろん中国は反対し、日本の姿勢を批判した。

2 満州事変 中国では1931年9月18日に

起こったことから、「九・一八事変」と呼ばれている。旧満州に駐屯していた関東軍が鉄道を爆破したにもかかわらず中国人が行なったとし、自衛戦争と主張し、戦争の責任を中国に負わせた。

重大な問題は、関東軍の「かねての計画に従って」という戦後周知の歴史的事実となっていることを戦時中はすべての国民に事実を伝えていなかったことである。

3 支那事変 1937年7月7日に起こった、いわゆる中国から在中國の日本軍に戦争をしかけてきたとされ、結果的に日本の政治が戦争の責任を中国に押しつけ、中国側に責任を取らせる一方、中国の立場からは「抗日戦争」として日本の敗戦(1945年8月15日)まで長期の戦争となった不幸な出来事である。中国から判断して、歴史的になぜ独立国中国に日本の軍隊がいたのかという最重要な問題が明らかにされないまま、今日まで続いている。

4 重慶大爆撃 日本による南京大虐殺(1937年12月13日)が起こり、しかも現在改めて南京大虐殺はなかったとする日本人の主張をめぐって、正確な認識が見られないまま時が流れている。そしてその後、首都南京から首都重慶となり、日本陸海軍による無差別大爆撃が起こり、私自身、戦後毎年重慶にまで謝罪の旅をくり返す戦後史を生み出すこと

となった。

その後、2006年3月30日に中国の戦没者遺族による日本の東京地裁に提訴することが起こるに至ったのは周知の事実であろう(その日の東京新聞の夕刊参照)。

その後、「重慶大爆撃の被害者と連帯する会・東京」という運動が東京にも起こされ、代表は前田哲男氏、事務局は私となり、法廷闘争となり、厳しい裁判となったが、有能な一ノ瀬法律事務所の方々、支援者により、敗訴後も新しい運動、中国の方々との連帯が続けられている。

最後に、私たちは日本の政治の厳しさを直視し、多種多様な運動を展開しつつ、2020年を前に、安倍内閣が続くかどうかはともかくとして、2018年の動向にあつて、日本国憲法改正をめざす厳しい現状を直視し、戦争絶対反対、憲法改悪絶対反対のための市民運動を展開し、私の主張として国際連帯の具体的展開の重要性を心に刻み、「アジアは日本の侵略・加害の事実を忘れない」ことを重視し、多種多様な運動を続けつつ、国内・国外の平和の実現をめざし、共なる戦いをめざして、平和国家日本の責任・課題の実現のためにどうあるべきか、努力すべきことを誓って、終わりにしよう(2018・11・12)。

## 2018年10月19日例会奨励「永遠の福音を」

### ヨハネの黙示録14章6-7節 星出卓也牧師(日本長老教会西武柳沢キリスト教会)

6節から13節までの新しい段落は、「もうひとりの御使い」「第二の別の御使い」「第三の別の御使い」と続いてゆきますが、この段落を三つに分けて考える必要はありません。なぜならこれらの三つの御使いは同じ福音の言葉を宣べ伝えているからです。三者は同じ福音が全民族の全ての人々に証しされることを三つの側面から語っています。

福音は「良き知らせ」でありますので、人を救いに至らせ、永遠の命を与えるという「良き」役割があることは言うまでもありませんが、同時にそれを拒む者に滅びと神の裁きを語るという恐ろしい役割も併せ持っています。祝福と同時に呪いを語るのが福音の性質です。ここで強調されているものは、神の裁きを知らせる警告の呼び声、神の審判が迫っている事を警告する警報です。神抜きで満足し幸せに歩んで、神の言葉を聞くことがなくても何の問題もないと満足する人々に、福音はその恐ろしい結末を知らせ、予感させ、恐れさせます。

「御使い」は必ずしも天使という存在を示してい

るものではなく、もともと「メッセンジャー」という言葉で、福音を証しする全ての聖徒たちを指しているものです。「中天を飛んでいる」という意味も物理的な天空のことではなく、メッセンジャーが語る福音のことばの出所が「天に属している」ことを指すものです。

福音の言葉はダイレクトに「**神を恐れ、神をあがめよ。**」と迫ります。14章の背景は13章において地の全ての民族が獣の支配に服し、獣の像を拝むようになり、地に属する人々は、地上の権威が絶対であるかのように見做しそれを礼拝します。しかし神の福音の言葉とそれを証する者の存在は、この状況にあつても、全世界の獣を礼拝する地の民に対して「**神を恐れ、神をあがめよ。**」と言うメッセージを語り続けるものでもあるのです。13章にある主の聖徒たちは、迫害され殺される苦難の中に生きますが、同時に苦難の中で主に従い続けるその証しそのものが、世の人々を恐れさせ、真の神の審判を予感させ、恐れさせる神の審判のしるしでもあり続けるのです。